

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	阿智村

阿智村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 阿智村役場建設農林課林務係
所 在 地 長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地
電 話 番 号 0265-43-2220
F A X 番 号 0265-43-3940
メールアドレス rinmu@vill.achi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	阿智村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	野菜、その他	0.57	115
ニホンジカ	ヒノキ	0.18	1,225
イノシシ	水稻、野菜	0.10	101
ニホンザル	野菜、水稻、果樹	0.47	218
ニホンザル	シイタケ		480
ツキノワグマ	ヒノキ	0.94	4,480
計		2.26	6,619

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシの被害は、水稻や野菜の踏み荒らしやイモ類の食害等の被害があり、年による差はあるものの、村内各地で被害が発生しているが、広域防護柵の効果もあり、大幅な被害増はない。 ニホンジカの被害は、野菜の食害やヒノキの剥皮害を中心に村内各所であり、その被害と生息範囲は年々拡大している。広域防護柵の設置効果が見られるものの、柵の外側では個体数は急増していると推定する。 ニホンザルの被害は、野菜の育成期から収穫期に渡り群れによる被害が村内各所であり、特に村の特産品であるトウモロコシの食害は深刻である。 ツキノワグマの被害は、ヒノキの剥皮害を中心に村内各所であり、林業被害が確認されている。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 10 年度）	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	0.75	1340	0.68	1,206
イノシシ	0.1	101	0.09	91
ニホンザル	0.47	698	0.42	628
ツキノワグマ	0.94	4,480	0.84	4,032
計	2.26	6,619	2.04	5,957

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会への捕獲委託、捕獲檻の無償貸出、くくり罠の提供、有害従事者講習料や資格取得費用への補助事業の実施。 サル被害対策を地域と共に研究し対策を実施。	サルの生息数が急増し被害が発生する中で、捕獲頭数が増えず成果が上がらない。 シカはくくり罠での捕獲強化を実施しているが、生息数の減少が見られない。 捕獲従事者の減少と高齢化
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	電気柵等を設置した生産者に対して村からの補助。 広域防護柵を設置し、集落全体での防除実施。	防護柵や緩衝帯の設置後の管理が必要であるが、住民の高齢化が進んでいる集落では、大きな負担になっている。
生息環境管理その他の取組	里山整備利用推進協議会、による里山整備による緩衝帯の整備、設置、管理。 村補助金による地元施行での放任果樹除去、緩衝帯整備の推進。	里山整備利用推進協議会が高齢化により整備が進まない状況がある。 放任果樹の除去、緩衝帯整備が思うように進まない。

(注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

設置した防護柵の維持管理を適正に行うことで、侵入防止効果を持続させる。また、圃場等を電気柵・トタン柵で囲むことで、防護柵で侵入を防ぎきれなかった鳥獣による被害防止を図る。

捕獲については、加害個体の捕獲を効果的に行える施策を検証し展開していく。

今後 ICT(情報通信技術)機器導入を検討し、被害防止対策を強化する予定。

生息環境管理として、地元施行補助制度活用による放任果樹の伐採、緩衝帯整備、防護柵設置を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制(猟友会への捕獲委託)により捕獲を継続する。

平成25年度に「阿智村鳥獣被害対策実施隊」を設置済み。

平成25年度から毎年、当該年の対象鳥獣捕獲員を指名。

当該年の捕獲従事者安全講習受講済みの者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

必要に応じて、農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。

大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。

現地の状況により、捕獲実績向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。

このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう

に記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ	農作物への被害があった地域に捕獲檻を設置。 くくりわなの支給など実施隊員の負担軽減を継続する。 新規狩猟者の確保に取り組む。
9	〃	〃
10	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの防除実績並びに農作物への被害状況を考慮し、関係団体・機関等と協議し、目標農林業被害額に達するために捕獲計画数を設定する。 なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
ツキノワグマ	4頭	2頭	2頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、銃及びワナ・檻での捕獲で期間を定めて実施する。 ツキノワグマについては檻で捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。 現地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。 このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。 人材育成のため、他市町村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。 ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期(晩秋から冬期)を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
阿智村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	電気柵 1,500m	電気柵 1,000m	電気柵 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	防護柵の見回りを実施し、破損箇所等は修繕する。 隣接する倒木の危険がある立木を伐採する。	防護柵の見回りを実施し、破損箇所等は修繕する。 隣接する倒木の危険がある立木を伐採する。	防護柵の見回りを実施し、破損箇所等は修繕する。 隣接する倒木の危険がある立木を伐採する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	新技術による生息数調査 里山整備（緩衝帯の設置・管理） 地域と協力し被害防止対策の研究と実施
9	〃	〃
10	〃	〃

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

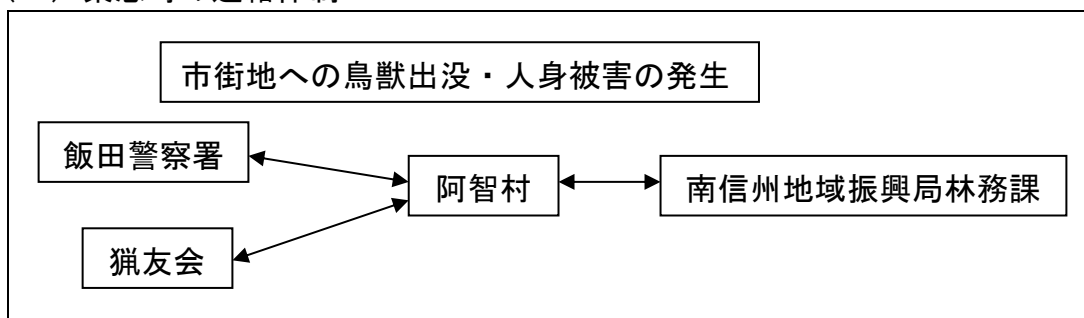
関係機関等の名称	役割
阿智村	現地調査 住民への情報提供及び注意喚起
南信州地域振興局林務課	有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言 県民への情報提供及び注意喚起
飯田警察署	現地調査 有害鳥獣捕獲業務の実施 必要に応じパトロールの実施
猟友会・実施隊	現地調査 必要に応じパトロールの実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉として利用可能な個体は阿智村ジビエ加工処理施設において食肉として処理し、地元飲食店や加工品として販売している。

その他、捕獲した個体は適切に埋設処理又は自家消費とする。また、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用についても、サンプル試料の提供を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食堂、レストランの食材としての利用
ペットフード	ペットフードとして部位を分け極力利用
皮革	地元の皮革加工会社にて利用
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	骨をペットのおやつとして利用 角をアクセサリに利用

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

令和7年度に移転整備済。捕獲された獣の活用を推進する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

加工施設関係者の各種講習会への参加を推進し、人材育成に努める。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
阿智村猟友会・実施隊	対象鳥獣の捕獲、捕獲従事者の確保等
阿智村農業委員会	被害防止指導、被害調査、追払い等
みなみ信州農協阿智支所	被害関係の取りまとめ等
飯伊森林組合西部支所	林業被害の実情の把握、林業関係の意見等
鳥獣保護管理員	適正な鳥獣保護の推進等
阿智村	会の総括、取りまとめ等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除対策の指導と協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

会地、智里、伍和、浪合、清内路各支部の協力により、平成25年度阿智村鳥獣被害対策実施隊が設立された。

隊員数：68名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

阿智村と南信州野生鳥獣被害対策チームが連携し、農林業被害を減少させるために、集落支援を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南信州野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1163号同意